

輸入品を取り扱う関係事業者団体のみなさまへ

石綿含有製品等の輸入禁止の徹底に係るパンフレットの周知依頼について

平素より、労働基準行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿含有製品等」という。)については、平成18年9月1日から、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第55条の規定に基づき、製造、輸入、譲渡、提供又は使用(以下「製造等」という。)が禁止されているところです。

これまで、平成18年8月23日付け基発第0823003号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の周知について」、平成19年3月16日付け基安発第0316001号「石綿含有製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」、平成22年2月12日付け基安発0212第1号「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」及び平成23年1月27日付け基安発0127第1号「石綿含有製品等の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止の徹底について」を発出する等、石綿含有製品等の製造等の禁止について周知徹底をお願いしてきたところです。

石綿等を含有していないとの確認が不十分であったことにより、石綿含有製品が輸入された事案が散見されたことから、今般、さらなる徹底を図るため、石綿含有製品等の輸入禁止の徹底に係るパンフレット※を作成いたしました。これらパンフレットについて貴団体の機関誌等を通じて周知いただき、貴会会員に対して、法令の遵守の徹底について引き続き指導していただくようお願いします。

※ 別添パンフレット(裏面英語版、中国語版)は厚生労働省のホームページに近日掲載される予定です。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/sekinin/pamph/index.html>

平成24年1月

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

アスベスト含有製品の輸入禁止について

労働安全衛生法では石綿含有率 0.1%を超えるものを規制対象として輸入等を禁じています。この0.1%超という閾値は、輸入する物全体を分母とするものではなく、構成する部品のうち一つでも石綿含有率が0.1%以上だった場合に直ちに違法となります。

また、物品への混入が非意図的なものであったとしても違法となります（違反があった場合には法人の代表者及び行為者の両方に罰則が適用されます。）。

特に、過去に石綿が使用されていた製品の代替品として輸入されるものに石綿が含有している場合がありますので、輸入に当たっては、パッキンやガスケット等に石綿が含まれていないことを、あらかじめ書面や分析結果により確認するようお願いしています。

製造禁止前に使用されていた主な石綿含有製品

製品の種類		主な用途
建材	押出成形セメント板	建築物の非耐力外壁及び間仕切壁
摩擦材	ブレーキパッド等	自動車用と産業用(クレーン、エレベーター等)のブレーキなど
接着剤		高温下で使用される工業用断熱材同士の隙間を埋めるものなど
耐熱・電気絶縁体		配電盤など
シール材	ガスケット パッキン	配管用フランジなどの制止部分の密閉に用いられるもの バルブやポンプなどの軸封などの運動部分の密閉に用いるもの
その他の石綿製品		工業製品材料(ジョイントシート, 石綿布など)、実験用金網など

製品輸入時の注意事項



製品を輸入する際、相手先に対して「日本では0.1%以上の石綿含有製品の輸入は一切禁じられており、輸入してしまったことが非意図的だったとしても、また、物品への混入が非意図的なものであったとしても日本では違法となる」旨を常々伝達、説明しておくことが重要です。

- ✓ 送出国では、石綿含有率1%超を規制対象としていて、0.1%~1%石綿が含まれることについては法令上の問題はなく「ノンアスベスト品」としています
- ✓ 送出国では、石綿を主材料とはしていないものの数%から数十%含まれるものを「非石綿」と表現しています

各国規制状況が違うので、上記の点に注意し、
輸出元に対して輸入される製品が石綿を含有して
いない旨の証明書や分析結果を提出してもらって
ください。



裏面の中国語の日本の石綿禁止に係る説明資料もご活用ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

关于在日本全面禁止使用石棉产品的规定

在日本将禁止制造、进口、转让、提供和使用石棉制品和石棉含有量超过 0.1%重量的所有产品。



在日本，如下所示的所有类型的石棉产品将成为全面禁止的对象（无论产品的种类，如果石棉的含有量超过产品总重量的 0.1%，将违反此规定）。

温石棉
青石棉
茶石棉
直闪石
绿闪石
透闪石

在日本违反进口规定的事例

- 在日本，进口石棉含有量超过产品总重量 0.1%的所有产品将被禁止，对于日本的进口商在不经意间向日本进口了含有石棉的产品的情况，或者在不经意间向产品中混入了石棉的情况，作为结果，如果向日本进口了石棉含有量在 0.1%以上的产品，也将违反本规定。
- 超过 0.1%的意思是：不仅仅针对相对于产品全部重量的石棉的重量，对于构成产品的各类部件，如果仅有一个部件的石棉含量超过了 0.1%，也将违反本规定。例如，在自行车等产品的内部，在刹车件等部件中，即使有一个部件的石棉含有量超过了 0.1%，进口到日本也将违反本规定。
- 在日本，无论产品的种类、用途、重量和大小，如果其石棉含有量超过了产品总重量的 0.1%，将违反本规定。^{*}

* 为研究目的而进口的石棉产品需要得到例外确认，进口商需事先获得许可。

对于向日本国内进口机械产品的进口商，在他们进口该类产品时，请日本政府提前根据书面报告和分析结果报告确认密封填料和垫片等部件中不含有石棉。

アスベスト含有製品の輸入禁止について

労働安全衛生法では石綿含有率 0.1%を超えるものを規制対象として輸入等を禁じています。この0.1%超という閾値は、輸入する物全体を分母とするものではなく、構成する部品のうち一つでも石綿含有率が0.1%以上だった場合に直ちに違法となります。

また、物品への混入が非意図的なものであったとしても違法となります（違反があった場合には法人の代表者及び行為者の両方に罰則が適用されます。）。

特に、過去に石綿が使用されていた製品の代替品として輸入されるものに石綿が含有している場合がありますので、輸入に当たっては、パッキンやガスケット等に石綿が含まれていないことを、あらかじめ書面や分析結果により確認するようお願いしています。

製造禁止前に使用されていた主な石綿含有製品

製品の種類		主な用途
建材	押出成形セメント板	建築物の非耐力外壁及び間仕切壁
摩擦材	ブレーキパッド等	自動車用と産業用(クレーン、エレベーター等)のブレーキなど
接着剤		高温下で使用される工業用断熱材同士の隙間を埋めるものなど
耐熱・電気絶縁体		配電盤など
シール材	ガスケット パッキン	配管用フランジなどの制止部分の密閉に用いられるもの バルブやポンプなどの軸封などの運動部分の密閉に用いるもの
その他の石綿製品		工業製品材料(ジョイントシート, 石綿布など)、実験用金網など

製品輸入時の注意事項



製品を輸入する際、相手先に対して「日本では0.1%以上の石綿含有製品の輸入は一切禁じられており、輸入してしまったことが非意図的だったとしても、また、物品への混入が非意図的なものであったとしても日本では違法となる」旨を常々伝達、説明しておくことが重要です。

- ✓ 送出国では、石綿含有率1%超を規制対象としていて、0.1%~1%石綿が含まれることについては法令上の問題はなく「ノンアスベスト品」としています
- ✓ 送出国では、石綿を主材料とはしていないものの数%から数十%含まれるものを「非石綿」と表現しています

各国規制状況が違うので、上記の点に注意し、
輸出元に対して輸入される製品が石綿を含有して
いない旨の証明書や分析結果を提出してもらって
ください。



裏面の英語の日本の石綿禁止に係る説明資料もご活用ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

Total Ban on Asbestos in Japan

The production, import, transfer, provision or use of asbestos or any material containing more than 0.1% asbestos by weight is totally prohibited in Japan.



All types of asbestos shown below are totally prohibited in Japan. (Any material containing more than 0.1% asbestos by weight, regardless of type, is illegal.)

Chrysotile
Crocidolite
Amosite
Anthophyllite
Actinolite
Tremolite

The following cases are subject to import bans in Japan:

- The import of any product containing asbestos exceeding 0.1% by weight is totally prohibited in Japan. When the percentage of asbestos by weight in the product imported into Japan exceeds 0.1% even if a Japanese importer has imported a product containing asbestos to Japan inadvertently or its inclusion in the product is unintentional, the importer has violated the import ban.
- “Asbestos exceeding 0.1% by weight is illegal” means that it is illegal for even any individual component of a product to contain more than 0.1% asbestos even if the overall asbestos percentage by weight does not exceed 0.1% to the total weight of the product. For example, if some part of a bicycle or other products, such as a brake, contains more than 0.1% asbestos, importing such product into Japan constitutes a violation of law.
- The import of products containing more than 0.1% asbestos into Japan, regardless of types, use, weight or size, is illegal in Japan.*

* The import of products containing asbestos for tests or research may exceptionally be approved, but importers who trade in such products must obtain licenses in advance.

The Japanese government requests that enterprises importing machinery or other products into Japan confirm that the packing, gaskets, etc. of such products contain no asbestos, based on supporting documents or analytical results before importing such products.



Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan